



「印刷された再帰反射シート」事件
(知財高判令和4年10月31日 令和3年(行ケ)第10085号¹)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 裁判所は、副引例(甲3)に記載の技術事項を主引例(甲1)に適用する動機付けはなく、また主引例の一部の構成のみを取り出して副引例の構成に置換する動機付けもないと判断した(特許庁審決を取消)。

対象特許(特許第4466883号²)

【請求項1】

少なくとも多数の反射素子と保持体層からなる反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる再帰反射シートにおいて、反射素子層にポリカーボネート樹脂を用い、表面保護層に(メタ)アクリル樹脂を用い、保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置されており、該印刷層の印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されており、連続層を形成せず、該独立印刷領域の面積が0.15mm²~30mm²であり、該印刷層は、白色の無機顔料として酸化チタンを含有することを特徴とする印刷された再帰反射シート(下線は筆者による)。

引用発明(英国特許出願公開第2171335号明細書³(甲1))との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明1と引用発明との間には4つの相違点(相違点1-1~1-4)があるが、相違点1-1に係る構成は、次の表1の通りである。

(表1)

本件発明1	引用発明(甲1)
「再帰反射シート」が、「少なくとも多数の反射素子と保持体層からなる反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる」とともに、「 <u>保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置され</u> 」たものである。	左記下線を付した位置関係ないし部材の組み合わせを具備しない。

特開平11-305018号公報⁴(甲3)に記載された技術事項(甲3記載技術)

「光の入射方向(10)から順に、表面保護層(4)、観測者に情報を伝達したりシートの着色のための印刷層(5)、反射素子層の裏面に水分が侵入するのを防止するための密入密封構造を達成するための結合材層(6)、反射素子層(1)と結合材層(6)に囲まれて、反射素子の界面での再帰反射を保証するための空気層(3)、結合材層(6)を支持する支持体層(7)、該再帰反射シートを他の構造体に貼付するために用いる接着剤層(8)と剥離材層(9)を設けてなる、三角錐型キューブコーナー再帰反射シート」が記載。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5850

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2007-283059/CECF982C56733CA94AEE45D805A73C2CA981093890FFFF90310D7C261F8F3F8E/10/ja>

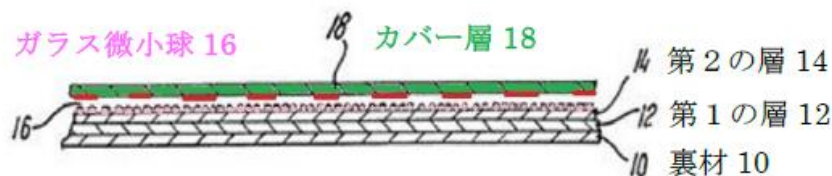
³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/GB-A-002171335/637F73825774D510A5FFE944BE98CCCAC6D2E2376E74D7EA92AD6A1D4ACA6710/50/ja>

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-H10-128295/107774A08B860B721C875C5CD12FCB066F1F5472546480CCE2FE1B0945784A79/10/ja>

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、「引用（甲1）発明は、カバー層18及びその片面又は両面に複数の点で均一なパターンで白色に着色された印刷層と、微小球16の間には空隙があり、カバー層18は材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない構成であって（参考図参照）、空隙部は再帰反射の光路を形成するために設けられたものであるから、引用発明に接した当業者は、印刷部と第2の層14の間の空隙部に水等が侵入することで印刷層にふくれ等が生じ再帰反射性が低下することによる課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲3記載技術を適用する動機付けはない。」と判示した。

(参考図)



また、裁判所は、「再帰反射材において再帰反射効率を高めることは周知の課題であり、キューブコーナ型再帰反射素子がマイクロ硝子球を用いたものよりも再帰反射効率が高いことが知られていたとしても、引用発明におけるカバー層18とカバー層18の片面又は両面に複数の均一なパターンで白色に着色された印刷層は、ガラス微小球を用いた構成を前提として、夜間の再帰反射性を一定限度以上に不明瞭にしたり減衰させることなく、日光の下では白色に見えるように十分な白色を存在するように構成されたもの（1頁115～123行）であるから、こうしたカバー層18と白色に着色された印刷層の構成をそのままとした上で、これと裏材10の間に存在する層構成のみを取り出し、甲3記載技術の三角錐型キューブコーナ再帰反射材、空気層及び結合材層からなる層構成に置き換える動機付けはない。」とも判断した。

その結果、本件発明1は、引用発明及び甲3記載技術等に基づいて当業者が容易に想到し得たとはいえないと判断された。

まとめ

裁判所は、引用発明の構成を詳細に検討し、引用発明では本件発明1の解決課題を認識することができず、この課題を前提として、甲3記載技術を引用発明に適用する動機付けはないと判断した。このことから、ある引例に記載の事項の他の引例への適用に対しては、解決課題をも考慮して、その適用の可否について反論できる場合があると考えられる。

また、裁判所は、主引例である引用発明の一部の構成のみを取り出し、副引例である甲3記載技術を、引用発明の一部の構成に置換する動機付けもないと判断した。このことから、審査官等が、主引例の一部の構成を、都合良く抽出して、副引例の構成に置換して進歩性を否定した場合に、本裁判例のような事例を参酌しながら、そのような判断は許されないという反論ができる場合があると考えられる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、引用発明の適用、引用発明の一部の構成の置換
[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。